

平成28年4月1日

## 第九峡田小学校いじめ防止基本方針

人はだれもが幸せになる権利をもって生まれてきています。ですから、みんながそれぞれ幸せになれるように力を合わせる事が大切です。

ましてや、他の人をわざと幸せになれないようにすることはなくさなければなりません。いやがらせは人を不幸にします。そうした「いじめ」はしてはいけません。だれでも、いじめられていやな気持ちになることがないように、教員も児童も努力を続けます。

### 1. いじめとは

互いに顔や名前を知っている第九峡田小学校の児童に対して、悪口を言ったり仲間はずしをしたり、体のどこかを痛くしたりさわったりして気分を悪くさせることをいじめといいます。直接体に触れたり、聞かせたり見させたりするだけでなく、手紙やインターネットを使ってだれがやっているのか名前がわからないようにするのもいじめです。

それが「いじめ」かどうかは、やった人が決めるのではなく、やられた人がどう感じたかで決まります。

時には、人はいやな思いをさせられていても、まわりの友達と仲良くしていたいために、いやな思いをかくしてしまうことがあります。でも、それでは本当の仲良しにはなれません。「いじめ」をがまんしても、いいことはありません。それは、日本のすべての学校が「学校いじめ防止基本方針」をつくって、学校中が協力して「いじめ」をなくそうとしていることから明かです。

第九峡田小学校も、「いじめ」を受けた人の「みんなと仲良くすごしたい」という思いを大切にしながら、実際に起きていることを調べ、判断し、解決していきます。

### 2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

#### (1) いじめ対策委員会

校長、副校長、主幹教諭、生活指導担当主任教諭、養護教諭等を委員とします。毎週の初めの日（月曜日が休業日の場合は火曜日）に会合することを定例とし、「いじめ」対策について協議します。定例以外にもスクールカウンセラー勤務日などに必要に応じて開催します。

「いじめ」についての情報は、この委員会に集めます。

#### (2) 夕方の情報連絡会

毎日夕方に教員全員による「情報連絡会」を開きます。「いじめ」の疑い、兆候、状況について、教員は報告し合う義務があります。

#### (3) 職員会議

月に1回行われる職員会議で、教員全員が児童の人間関係について報告する義務があります。「いじめ」に関わる事柄も報告する義務があります。

### 3. いじめの未然防止の取組

#### (1) 学級経営・専科経営

「いじめ」は、児童の間の人間関係によって生じます。児童間の人間関係を望ましいものにしていくのは、学校の教育活動全体であり、特に各学級の経営の仕方、各専科の経営の仕方によります。児童の間に上下関係が生じないよう、一人一人がそれぞれ大切にされるよう経営に努めます。

(2) 道徳指導および人権尊重教育

望ましい集団を育成するため、また社会性を育てるため、自分を大切にする、一人一人を大切にすることはどういうことなのかについて、計画的に指導します。

(3) キャリア教育

他人をいじめてしまう背景には、いじめをする本人の自己有用感欠如があると指摘されています。自分自身に自信を持ち、人との絆の中で人と社会に役立つ夢がもてるよう、将来を見据えた学習を計画的に行います。

4. いじめ早期発見のための取組

(1) 担任による全員面接

児童一人一人の状況を把握するためと、いつでも相談できる関係をつくるために、担任による全員面接を1学期に実施します。

(2) 管理職・専科教員による全員面接

児童一人一人の状況を把握するためと、いつでも相談できる関係をつくるために、管理職もしくは専科教員による全員面接を2学期に実施します。

(3) スクールカウンセラーによる全員面接

児童一人一人の状況を把握するためと、いつでも相談できる関係をつくるために、高学年においては、スクールカウンセラーとの全員面接を1学期に実施します。

(4) アンケート調査

児童一人一人の状況を把握するため、各学期ごとにアンケート調査を実施します。

5. いじめ未然防止と早期発見のための年間計画

	道徳	人権尊重教育	キャリア教育	教育相談
1学期	〔礼儀〕 〔親切、思いやり〕 〔規則の尊重〕	なかよし班活動 全校遠足	係のしごと 挨拶	担任、SCによる 全員面接 アンケート調査
2学期	〔善悪の判断〕 〔友情、信頼〕 〔公正、公平〕	ふれあいの日 なかよし班活動	係のしごと 地域清掃	専科教員等による 全員面接 アンケート調査
3学期	〔節度、節制〕 〔相互理解〕 〔生命の尊さ〕	なかよし班活動 卒業関連行事	社会体験教室	アンケート調査

月ごとのいじめ早期発見のポイント	
4月	進級・進学など、新生活のはじまりは、期待に胸ふくらませ、楽しさに満ちあふれている反面、子どもたちの心にストレスを与えることもあります。いじめられたらどうしようという不安や、うまくクラスになじめないなどといったことが、のちのいじめにつながるおそれもあります。また、前の学年から続いているいじめもあります。何事もはじめが肝心ですので、この時期の子どもの変化を見守ります。
5月	クラスにも授業にもなれてくると、子供の人間関係ははっきりとしてきます。人間関係がはっきりしてくるにつれて、いじめもふえ始める傾向があります。いじめと疑われる場合や軽いいじめを我慢している場合も多いので、エスカレートする前に気づいてあげることが大切です。忙しい学校生活がゴールデンウィークで途切れるなど、何かとペースをつかみにくいこの時期は、勉強面の心配だけでなく、子供の言葉にしっかり耳を傾け、万が一いじめにつながりそうなことを見つけたら、早い段階で解決するようにします。
6月	6月は1年の中でもいじめがふえる月と言われていますが、6月になって急にいじめがふえるということではありません。新学期が始まってからいじめにまきこまれ、我慢してきた子どものサインに大人が気づくのが6月、というケースが多いです。子どもがいじめられていることを伝えてきた場合、すぐに解決に乗り出すのはもちろん、問題が先延ばしにならないように夏休み前に解決することを目指します。
7月	夏休みを目前に控え、新学期からいじめが続いている場合は、夏休み前に解決できるよう、家庭訪問や個別面談などの機会を設けて学校と家庭とでしっかり相談します。夏休みに入ったら、子どもの話をしっかり聞くなどしてコミュニケーションを取り、いじめにあった時にいつでも相談できるように子どもとの良好な関係を築きます。また、いじめられていると感じている場合には、心のキズをいやし、支えます。
8月	夏休みは家族で出かける機会など、子どもと接する時間がふえるので、家庭での十分なコミュニケーションを取るにはとてもよい時期です。話を聞いたり、ほめてあげるなど、9月からの新学期に向けてエネルギーを蓄えられるように家庭へも働きかけます。学校が休みだからといって油断は禁物です。夏休みは学校外での活動が活発になる時期ですので、そういった場面での人間関係がうまくいっているかについても注意します。また、休みが終わってもうすぐ学校が始まるというころに元気がないといった、子どもの態度に変化が出る場合もあります。子どもにしっかり目を向けます。
9月	2学期には運動会や文化祭など、様々な学校行事が行われる傾向があり、その中でいじめの原因につながるようなケースも見られます。また、夏休みをはさんで1学期から続いているいじめもあり、いじめられている子どもにとって大変つらい時期です。2学期は注意が必要だということを認識し、子どもの態度に変化がないか注意深く見守ります。
10月	学校行事が終わって通常の学校生活にもどると、いじめが目につきやすく、気づきやすくなります。運動会や部活動の対外試合や大会などの行事は、クラスやチームの団結に

	つながりますが、集団行動になじめない子どもがますますきっかけにもなってしまいます。子どもの言葉や行動に目を向け、わずかな変化も見逃さないように心がけます。
11月	10月同様、通常の学校生活にもどるので、いじめが目につき、気づきやすくなります。また、5月～6月と同様にいじめが起きやすい時期なので、注意が必要です。行事が終わって勉強のつまずきや進学不安やあせり、そして自信を失うことなどが、いじめる側・いじめられる側に関係なく、いじめに関わる子どもの心理の背景になっていることもあります。それだけにいじめ発見が難しいケースもふくまれます。子どもの心の動きをよく見てしっかりと向き合い、いじめのサインを見逃さないように注意します。
12月	この時期にいじめに気づいた場合は、後回しにせず冬休みに入る前に解決されるよう行動することを心がけ、子どもたちが安心して新年をむかえられるよう、しっかりとサポートしてあげましょう。年内での解決が難しい場合は、冬休みの間も子どものようすに変化がないかどうかを意識して注意深く見守ります。
1月	新年をむかえた子どもを安心して新学期へと送り出すために、冬休みは大切な期間です。いざという時に子どもが相談しやすくなるよう、冬休みの間に、しっかりとコミュニケーションを取るよう心がけましょう。また、休み明けに元気がなかったり、学校に行きたがらなかったりしないかどうかを確認することも大切です。
2月	新生活の始まる4月まであと少しだからと、いじめを我慢したり、あきらめたりする傾向があるのがこの時期の特徴です。この時期にいじめがわかった場合、次の学年に問題が持ちこしにならないように、できるだけ早く解決することが大切です。人間関係も変わる4月から気持ちをすっかり切り替え、いじめのない生活にもどれるようにしてあげましょう。そのためにも、子どもたちの言葉や態度にいじめのサインがないかどうか注意深くしっかりと見守ることが大切です。
3月	春休みは、いじめで心を痛めている子どもたちが心を休め、明るく進級・進学ができるよう、しっかりとサポートします。こまめにほめてあげるなど、自信を付けさせてあげることが大切です。また、クラスでいじめにあっている場合には、いじている側の子どもとの関係を改善するために、何ができるのか学校と家庭とで相談しましょう。深刻ないじめにあっている場合は、席替えなどもふくめて有効な方法を相談しましょう。いずれの場合にも、学校と家庭とで相談する前に、いじめにあっている子どもの気持ちを確認します。

「政府広報オンライン」より

## 6. いじめに対する早期対応

- (1) いじめの疑い、兆候、状況については、いじめ対策委員会に情報を集約します。人間関係のトラブルがきっかけや理由となっている欠席については、その日のうちに報告します。
- (2) 上記の欠席が生じた場合は、担任及び委員による家庭への連絡や訪問を行い、状況の把握に努めます。

## 7. 重大事態への対処

## (1) 「重大事態」と判断するまで

いじめがきっかけとなって欠席が3日連続した場合、「いじめが原因で登校できない状況になっている」と判断し、いじめ対策委員会が周囲の児童からの聞き取り、家庭との連絡、アンケート調査などを開始します。

7日間が過ぎても登校できない場合、または教室に入れない場合、教育委員会への報告をするとともに、学校外の関係諸機関（教育相談室・子ども家庭支援センター・医師・警察 等）の協力を得て事態の把握と問題解決に当たります。

- ① 学校が上記により調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査の結果わかった事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供します。
- ② 学校は、被害児童に教員が間断なく見守る体制をつくります。
- ③ 学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施します。
- ④ 学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害児童生徒の家庭状況を把握するとともに、不測の事態にならないように保護者とよく連絡をとり、児童その家庭を支援します。
- ⑤ 学校は、いじめが原因で不登校になっている被害児童の状況に応じて、保健室登校を実施するほか、適応指導教室へ通級など、緊急避難措置を実施します。
- ⑥ 学校は、被害児童が安心して学校で学習できる環境を守るため、加害児童について、被害児童が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置をとります。
- ⑦ 学校は、被害児童に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害児童を守るとともに、速やかに警察への相談・通報を行います。

14日間が過ぎても登校できない場合、専門機関を交えて問題の把握とその解決の方策についての再検討をおこないます。その上で、トラブルの解決に取り組みます。

解決の方策が定まらない場合、また30日間が過ぎても登校できないなど解決に長期間かかる場合、「重大事態」と判断して教育委員会に報告します。

## (2) 重大事態への対処

- ① 荒川区長に対して「いじめ重大事態の発生報告」を行う。  
内容は、
  - ・被害児童の氏名・学年・性別。
  - ・欠席期間および児童の状況
  - ・児童およびその保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容。
- ② 教育委員会の決定に従い、支援をうけながらサポートチームを編成し、問題解決に当たります。
- ③ 当該児童、保護者、教職員、関係する児童から聴き取り調査を行い、次のようなことを調べます。いじめがいつから、だれから行われ、どのようなことがされたか。また、いじめをうんだ背景や、それまでの人間関係がどのようになっていたか。学校や教職員はこれまでどのように対処してきたか。
- ④ 重大事態の発生から一ヶ月程度をめぐり、調べた内容を文書にとりまとめます。
- ⑤ 調べた内容と今後の方策について、いじめを受けた児童とその保護者に説明をします。ま

た、希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書を、調査結果の報告文書に添えることができます。

⑥ 文書は、教育委員会と荒川区長に提出します。